令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

216

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業•農地

提案事項(事項名)

園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県 及び市町村の事務の廃止

提案団体

神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都 道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する 等の見直しを行うことで、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。

具体的な支障事例

これらの3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村を調査対象または経由先として行っている。

一方で、調査項目は、県や市町村でも、新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来てから、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっているとともに、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。

県としてはこれらの調査を実施する必要性を感じておらず、現にこの調査の結果を政策立案の根拠として活用しているわけでもないため、本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合する等の見直しを行い、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務を廃止することで、都道府県や市町村の事務的な負担が軽減される。また、当該調査を国が農林業センサスや独自調査により統一された方法で精度の高いデータを収集し公表されれば、国、県、市町村での政策立案に資する。

根拠法令等

【園芸用施設の設置等の状況把握】

園芸用施設の設置等の状況把握実施要領

【地域特産野菜生産状況調査】

統計法第19条第1項

地域特産野菜生産状況調査実施要領

【特産果樹生産動態等調査】

果樹農業振興特別措置法第6条

特産果樹生産動態等調査実施要領

白河市、栃木県、川口市、八千代市、福井市、熊本市

〇地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態調査において、市では状況を把握しておらず、短期間で JA や部農会長に地域の情報を聞き取り回答している状況であり、調査の精度も低いと思われる。また、調査結果も把握しておらず、調査の重要性が感じられない。農林業センサス等の調査方法の統一された方法での実施と調査結果の活用を希望する。

〇本市でも園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査は、左記団体の支障事例と同様新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない。また、調査依頼が来てから、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっているとともに、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。

〇調査項目については、市町村でも正確に把握することが出来ない、又はする手段を持たないというのが実状である。補助金の活用や、認定農業者・認定新規就農者の認定を受けている限られた集団の中から情報を収集して回答しているものや、農協に調査の協力を依頼しており、この場合も調査対象は農協組合員に限定されてしまうため、データの正確性には不安が残る。また、調査方法については、依頼を受けてから情報の収集を行うため、回答期限内に調査回答を作成するために新たに情報を集約する期間が取れない場合には手持ちの限られた情報を元に回答を作成している。本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合されれば、市町村事務は大幅に軽減される。

- 〇「園芸用施設の設置等の状況把握」について、調査項目のうち、設置面積、棟数は把握しているが、栽培作物、栽培延べ面積、収穫量は把握しておらず、それらを調査するには事務的な負担が大きい。
- ○園芸用施設の設置等の状況把握において、担当課で把握している施設所有の農業者に対し調査を実施しているが、詳細かつ正確なデータを把握できていない。また、多数の農業者から回答を取りまとめるため膨大な時間がかかっている。
- 〇関係各所からデータ収集をするものの、昨今の販売経路は、インターネット、個人契約、産直、路上販売等多様な方法があり、それらの情報を掴むことは困難であるので、本統計の正確性をどこまで求めるかが、この廃止の判断になると考えられる。
- 〇本市においても、正確な調査データがなく、責任ある回答ができないため、廃止を要望する。
- 〇提案団体の意見と同様、これらの調査は、詳細かつ正確なデータの把握が困難であり、調査によって得られるデータの精度は高くない。一方で調査の実施に当たっては、関係団体との連絡・調整に多大な時間を費やさなければならないため、職員の事務負担は大きいものとなっている。また、調査に係るノウハウを有していない市町村の事務負担も大きいものと思料する。
- 〇当市においても、提案団体の示す具体的な支障事例と同様の状況であり、左記に提起される3調査のみならず、県から依頼のある大半の統計調査については、根拠となりうるデータを保有していないことから、推計にて対応せざるを得ない状況。統計の本質を鑑みれば提案にあるような根本的な制度見直しが必要と思われる。
- 〇地域の野菜・果樹の栽培状況を調査するものであるが、調査項目について補助事業等を活用した場合などに取得した情報や農政業務に精通した職員・農業協同組合員などからの聞き取り等により情報収集を行っているものの、すべての調査項目について把握することが困難であり、データ精度が劣る場合が多い。

各府省からの第1次回答

本調査については、都道府県の一部地域で特産的に生産される多様な野菜・果樹の生産状況等を明らかにするとともに、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び農業用廃プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案を行うために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることをご理解いただきたい。本調査は、特定地域で特産的に生産されている野菜・果樹を対象品目としていることや、都道府県・市町村等が保有する施設園芸に関する情報を取りまとめるものであること等から、地方自治体において事務を実施いただいているところであるが、今回の提案内容を踏まえ、事務の効率化・省力化が図られるよう、次回調査から調査項目や対象品目等を削減すること等を検討する。

また、本調査において求める情報の精度や把握の方法等を明確化するとともに、改めて周知徹底を図る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

共同提案団体からも、当該3調査に必要な詳細かつ正確なデータを把握する術がなく、責任ある回答ができないとの声が多数挙げられている。精度の高いデータを収集しつつ、当該3調査に係る事務的負担を軽減するためにも、農林業センサス等の調査と統合し、都道府県及び市町村の事務を廃止すべきと考える。

貴省からの回答においては、地方自治体が当該3調査の事務を担う理由として、調査対象が、特定地域で特産的に生産される品目であることや、各自治体が保有する施設園芸に関するものであることが挙げられているが、これらの項目であっても、農林業センサス等の調査と併せて統一的に実施できるものと考えられ、調査結果を施策の企画立案に活用する国が実施した方が、より正確なデータを効率的に収集することが可能と考える。

なお、農林業センサス等の調査との統合により当該3調査に係る都道府県及び市町村事務を直ちに廃止することが困難な場合、調査内容を整理して一定期間に限り継続することは理解するが、項目や方法については自治体等の意見を聴取しつつ、事務的な負担を極力軽減する内容とした上で、廃止期限を明確に示していただくよう要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】

調査対象を、例えば全体の7割程度をカバーする市町村にするなど、主要な産地に絞ることも検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

本調査では、調査を合理的・効率的に行う観点から、都道府県・市町村等が通常の業務等のなかで把握している特産野菜・果樹や施設園芸に関する情報を取りまとめることとしている。

このため、回答に当たり、各都道府県・市町村等において、より詳細・正確なデータを把握するための追加的な 調査を行っていただく必要はないと考えており、このことについて改めて周知を図ってまいりたい。

併せて、都道府県・市町村等の事務負担の軽減が図られるよう、次回調査における調査項目や対象品目の削減等について検討を行ってまいりたい。

なお、農林業センサス等の他の調査との統合については、

- ①農林業センサスに統合した場合、5年に1度の調査となり、生産動向等の機動的な把握が困難となる
- ②他の野菜・果樹に関する統計(作物統計調査)は、全国的に生産が行われている主要品目を中心に調査を行うものであり、特産的な野菜・果樹に関する調査はなじまない
- 等の課題があり、適当ではないと考えている。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】

(10)地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体等に周知する。

また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。